

政府統計に関する研究及び教育の方策に関して

東京大学情報理工学系研究科 竹村彰通

1. 研究組織に関して
 - 今後の調査環境の変化への対応, 大学との協力のベースとして研究組織が必要
 - アメリカのセンサス局の例 (Center for Economic Studies and the Research Data Centers) <http://www.ces.census.gov/>
 - 専任の研究スタッフ
 - プロジェクト型の研究: 公募型, 競争型が望ましい
2. 政府統計及び統計調査に関するより高度な教育体制
 - 短期的な研修: ミシガン大学における Summer Institute in Survey Research Techniques の例 <http://www.isr.umich.edu/src/si>
 - 政府統計関係者による大学および大学院での講義 (実績あり)
 - 修士課程の開設の検討. 専門職大学院でのコースという形もあり得る.
3. 初等中等教育における政府統計の活用
 - 指導要領の改訂に伴い統計教育の充実が検討されている. 実データを用いた教育が重要
 - Royal Statistical Society, Centre for Statistical Education の例 <http://www.rsscse.org.uk/>
4. 統計に関するニーズの把握
 - ユーザーグループ Royal Statistical Society のユーザーグループの例 <http://www.rss.org.uk/main.asp?page=1612>

【WG第3回会合(平成20年3月7日)資料3】

「官」と「学」との新たな連携のあり方について

森 博美

趣旨

わが国では政府統計機関と統計研究者との間のいわゆる「官・学」連携は限定された領域にとどまり、諸外国にみられるような多方面にわたる協力関係は構築できていない。新統計法のもとで新たに導入される様々な仕組みがわが国の公的統計、統計制度の 21 世紀対応に向けて有効に機能するためにも官と学との新たな多角的連携関係の構築が重要である。

1. 「学」の側から貢献できると考えられる分野、機能

(1) 統計作成面

- ・ IT 技術を用いた調査法の開発、改善
- ・ 標本調査理論（プーリング、ローリングサンプリング etc.方式の可能性）
- ・ 不完全データのエデティング
（調査の困難に伴うバイアスの補正が不可欠となる見通し）
- ・ マッチング技法
- ・ 加工統計の推計方法の改善提案

この分野については、個人ベースではすでに連携関係あり

(2) 統計利用面

〔統計情報の提供、保管〕

- ・ e-Stat による統計提供方法に関する改善提案
- ・ データのアーカイビングシステムに関する先行事例の調査・研究

〔二次利用〕

<手法面>

- ・ 匿名化の方法
- ・ ミクロアグリゲーションの可能性の検討

<制度面>

- ・ 個別調査の匿名データ作成に関する統計委員会審査への有識者としての参加
- ・ 提供システム構築に向けての助言（海外での提供方式に関する情報提供）

(3) 統計基準関連

- ・ 各種統計基準の改定動向の把握
- ・ 統計間の比較可能性の向上のためのメタ情報の整備

(4) 統計ニーズ把握の仕組み

〔ユーザーグループ〕

- ・ 個別統計の改善提案（調査法も含む）
個別統計間の連携強化、比較可能性の向上のための提案
関連する行政情報の利用特性の研究
- ・ User Manual の作成によるデータの有効性、正しい利用の推進
cf. *Census User Manual, LS Data User Manual* (UK)

(5) 統計委員会が組織する公的統計見直し

- ・ 公的統計の第三者評価への有識者としての参加

(6) 基本計画策定への基礎的情報の提供

- ・WG等での審議のための海外統計事情の提供
UN、EU、海外諸国におけるデータポリシー（統計の品質論の展開）の把握
各国の統計制度の動向把握（法改正、各国の統計予算システム、人事配置）
（21世紀の公的統計のイメージの構築に寄与）

(7) 基本計画の実施状況のモニタリング

- ・評価グループへの有識者としての参加

(8) 統計教育

- ・統計職員に対する専門教育
PhD付与のための大学院教育の仕組み構築の可能性
- ・初等、中等、高等教育機関における統計教育
（データリテラシー、調査教育）

2. 組織

官と学との間のインターフェースとして、政府統計の作成、提供、利用面での改善のための情報交換の場を組織する。（例えば IAOS の国内版のようなものを想定）

(1) 想定される構成メンバー

政府の統計職員、統計研究者、民間の統計利用者

(2) 組織編成

コア組織と研究部会の二層構成

[コア組織]

< 組織 >

各研究部会の代表者から構成

< 想定される機能 >

- ・各研究部会の総合調整
- ・ユーザーグループから提出される統計ニーズの取りまとめ
- ・統計改善提言
- ・学会会議との連携
- ・統計関連諸学会との連絡窓口

[研究部会]

各分野（人口統計、企業統計、国民経済計算、IO、物価統計、国際統計制度 etc.）別に研究部会を設置し、研究者と政府統計関係者とが密接に連携を保ちつつ組織的に研究を行い、研究会等での意見交換を踏まえてその成果を統計や制度の改善に反映させる。

3. 学会側に求められる事項

- ・上記の諸分野に対応可能な人材の養成（特に、主要国の統計研究の専門家の養成の必要）
- ・政府統計に関心を持つ研究者間での研究分野の組織的分担の必要

【WG第3回会合（平成20年3月7日）資料4】

国際通貨基金

特別データ 公表基準

加入国及び利用者向けガイド

(仮訳)

(抜 粋)

2007 年

公表前データに対する政府内部のアクセスを明らかにすること

7.14 この慣行は、政府内部ではあるが、データを作成している機関の外部にありながら、公表前データへのアクセス権を有する人物または指定される役職に従事する職員の一覧表示とこれらの人々がアクセスを得るスケジュールの報告を規定する。規定されるこの慣行は、政府が適切と見なす政府内部における公表前アクセスについて、その慣行に十分な透明性を与えつつ、それを措置することを意図している。この点で、慣行は国によって異なる。たとえ政府内部でも公表前にはデータの入手可能性を厳密に制限する国もあれば、そのような手続きは迅速かつ効果的な政府の対応を不当に制約し、有害であると見られている国もある。したがって、特定かつ統一的慣行について規定するよりも、S D D Sは必要な透明度を確保できる措置に重点を置く。

7.15 このような公表前アクセスの把握（つまり、「誰がいつ、何を知っているか」の報告書）は様々な形態を取る場合がある。この把握は例えば、一般の人々に対する短い通知または統計作成者の年次報告書、あるいはその両方に含むことができる。短い通知は以下のような線に沿って作成することができよう。

- ・ [機関名]のデータは限られた例外を除き、全ての利用者が同時に利用できるようになる。例外は「知る必要性」を基準とし、このような人々は公表日時の48時間前以降に新聞発表文（または関連資料）の写しを事前に受け取る。例外は以下の通り。政府首脳、中央銀行総裁、財務大臣等。
- ・ 加えて、他の大臣、政策顧問、そして知る必要性を基準として限られた数の政府職員及び中央銀行職員も発表日の[具体的に記載]時間前に秘密保持を条件として説明を受ける場合がある。

7.16 この例で強調していることは、この要素が不当な影響（政治的なものの可能性がある）または不当な政策主張の予防を意図していることにある。この手法は必要上初期の段階でまたは断片的にデータを見ることが多い作成機関の全ての統計家及びその他の職員のリストの作成を意味しているものではない。D S B Bへの掲載に際し、加入国は報告書の要約を示すか、より詳細な最新の一覧が得られる場所（例えば、データ作成者の広報室）を明らかにするものとする。

7.17 今述べたように政府内部のアクセスを明らかにするのは官庁統計とその作成機関を対象としたものであり、民間団体が作成したデータには適用されない。S D D Sが対象とする何らかのデータを作成する民間団体がそのような明らかにする情報を提供しなかったとしても、加入国はS D D Sを遵守していると考えられよう。D S B Bへの掲載において、加入国はメタデータ中で民間団体が作成したデータについて「該当せず」と注記することができよう。